

# 感染症集団発生報告の手引き (保育園等向け)



# はじめに

## 1 感染症集団発生報告WEBフォームとは

- ・園児、職員に関わらず、感染症が発生した際、次の報告基準に該当する場合は、施設からWEBフォーム入力により感染症集団発生の報告をしてください。
- ・入力された内容を保健福祉事務所・センターが確認し、必要に応じて状況の聞き取りや対応への助言等を行います。

### 【報告基準】

- 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(厚生労働省通知・平成17年2月22日付け、令和5年4月28日一部改正)

# 園で感染症が発生したら

## 1 報告方法

(1) 県のHPに掲載する次のリンクより、感染症発生報告フォームを開く。

☆URL：

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/aa2d988f7e76097bc7a9292f9c8393e4f1a377ead043e0e949bce9d5b4034964>

◎二次元バーコード

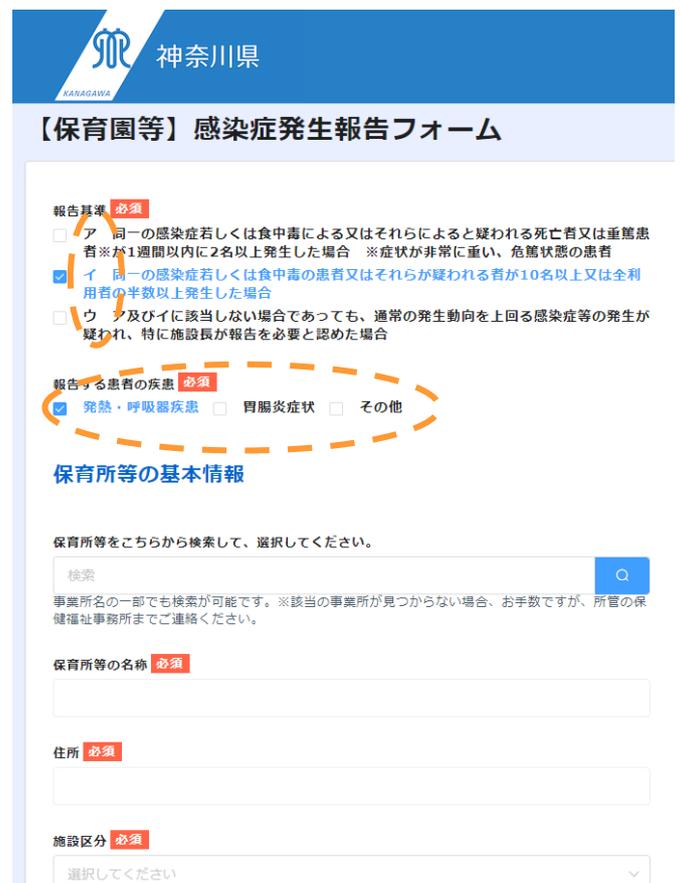


(2) 感染症発生報告フォーム  
・該当する「報告基準」  
「疾患の種類」を✓する。

(3) フォームに従い情報を入力  
を行い、最後に「回答」を  
押す。

<入力する内容>

- ・園の基本情報
- ・発生の内容
- ・状況（人数など）



神奈川県  
【保育園等】感染症発生報告フォーム

報告基準 **必須**

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者※が1週間以内に2名以上発生した場合 ※症状が非常に重い、危篤状態の患者

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

報告する患者の疾患 **必須**

発熱・呼吸器疾患  胃腸炎症状  その他

保育所等の基本情報

保育所等をこちらから検索して、選択してください。

検索

事業所名の一部でも検索が可能です。※該当の事業所が見つからない場合、お手数ですが、所管の保健福祉事務所までご連絡ください。

保育所等の名称 **必須**

住所 **必須**

施設区分 **必須**

選択してください

WEBフォーム入力により報告がされると、管轄の保健福祉事務所・センターが内容を確認し、必要に応じて感染拡大防止に対する支援を行います。

# 初回入力と2回目以降の入力について

## 感染症発生報告フォームの入力とカルテの自動作成

- ・施設が「**初回の報告**」を選択し報告フォームを入力すると、入力した内容が自動で保健所に共有される。

## △ 「初回の入力」と「2回目以降の入力」について

- ・ 初発の陽性者発生時、**必ず「初回の報告」**で入力。
- ・ 「初回の報告」を入力した後、終息するまでの間は、**必ず「2回目以降の入力」**を選択し報告する。  
※初回報告後は別経路の感染であったとしても「**2回目以降**」で入力。
- ・ 終息後、施設内で感染症が再び発生した際は「**初回の報告**」で入力。

# 施設の登録

- ・ **新しく施設を開設した、もしくは、登録済みの施設情報を修正する場合**  
次のフォームより登録、修正をお願いします。



◎二次元バーコード



登録や入力をする際、ご不明な点、操作方法がわからない等がある場合は、所管する保健福祉事務所・センターにお問合せください。

感染症が発生した際は、迅速で適切な対応が特に求められます。保健福祉事務所・センターでは、感染拡大防止に対する支援を行っていますので、ご相談ください。